特別の法人無料職業紹介事業 届出書類一覧表

届出要件:① 職業安定法第33条の3に規定する特別の法人であること(別紙参照)

- ② 当該特別の法人の構成員の数が10以上であること
- ③ 当該特別の法人の構成員を求人者として職業紹介事業を行う者であること

					書類
				コピー	チェック
特別の法人無料職業紹介事業届出書 (第1面・第2面)				2	
特別の法人無料職業紹介事業計画書(事業所ごとに作成) 【様式第2号】 (表面)				2	
特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 【様式第6号】 (第1面・第2面)				2	
取次機関に関する申告書(取次機関を用いる場合) 【通達様式第10号】				2	
事業主関係	定款又は寄附行為の写し※1			2	
	法人の登記事	項証明書(履歴事項全部証明書)※1【省略可】	1	1	
	役員名簿(役員	(理事、監事等)の役職及び氏名・住所の確認できるもの)	1	1	
	構成員名簿(会員数が確認できるもの)			1	
事業所関係	建物(不動産)の賃貸借契約書等の写し(他人が所有する場合)※2		-	2	
	建物(不動産)の登記事項証明書(全部事項証明書)(申請者が所有する場合)			1	
	建物の見取り図(寸法、面積の記載のあるのもの)			2	
	職業紹介責任者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)			1	
	職業紹介責任者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)			1	
	職業紹介責任者講習受講証明書(写)※3		-	2	
	職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書※4		1	1	
	個人情報適正管理規程		-	2	
	業務の運営に関する規程		_	2	
	相手先国の関係法令(相手先国版及び日本語翻訳版)		-	各2	
	取次機関に 関する書類	取次機関と職業紹介事業に関し業務分担を記載した契約書等(相手 先国版及び日本語翻訳版)	-	各2	
		取次機関が海外に対し職業紹介を行うことが認められていることが 確認できる書類(許可証、登録証等)(相手先国版及び日本語翻訳版)	-	各2	

- ※1 事業目的に「職業紹介事業」を行う旨の記載が必要です。 岐阜労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。
- ※2 転貸となっている場合は、建物の所有者が「転貸の承諾」を行っていることの確認が必要となり、所有者と貸主の間で締結されている貸借契約書(原契約)の写しの提出が必要となります。
- ※3 届出書提出日前の5年以内に受講していることが必要です。
- ※4 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限ります。

<お願い> 上記以外にも必要に応じて、補足資料(誓約書等)の提出をお願いすることがあります。

職業安定法第33条の3に規定する特別の法人

- ・ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の規定により設立された農業協同組合
- ・ 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)の規定により設立された漁業協同組合又 は水産加工業協同組合
- ・ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により設立された事業協同組 ・ 合又は中小企業団体中央会
- ・ 商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定により設立された商工会議所
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定により設立された商 ・ 工組合
- ・ 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定により設立された商工会
- ・ 森林組合法(昭和53年法律第36号)の規定により設立された森林組合
- その他これらに準ずる者として、厚生労働大臣が定める者

なお、「厚生労働大臣が定める者」については、

- ・ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の規定により設立された農業協同組合連合 会
- ・水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)の規定により設立された漁業協同組合連合会又は水産加工業共同組合連合会
- ・ 中小企業協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により設立された事業協同組合 ・ 連合会
- ・ 商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定により設立された日本商工会議所
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定により設立された商工組合連合会
- ・ 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定により設立された商工会連合会
- ・ 森林組合法(昭和24年法律第181号)の規定により設立された森林組合連合会